

後期高齢者医療保険料の支払いは口座振替を

保険年金課 ☎ 66・1102

後期高齢者医療保険料は、原則、年金からの差し引きですが、加入当初は納付書による納付となります。

以前、国民健康保険税などで、口座振替依頼書を金融機関などに提出している一方で、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書を提出しない限り、口座振替となりません。口座振替依頼書（金融機関の窓口にあります）と預金通帳および通帳印鑑を持参のうえ、金融機関へ提出してください。

また、年金からの差し引きにより納付していた方も、届出により、口座振替の選択ができます。金融機関などへ後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書を提出後、認印と口座振替依頼書申込者控を持参のうえ、保険年金課で「口座振替選択」の届出をしてください。

詳しくは、保険年金課福祉医療担当へお問い合わせください。

児童手当などのご案内

児童課 ☎ 66・1108

子どもが健やかに育つことを願って、市や国・県では、一定の要件をもとに、対象となる世帯に手当を支給します。該当される方は、お問い合わせください。

◆児童手当(国)

対象 中学校卒業までの児童を養育している方。

支給期間 申請の翌月から15歳に達する年度の3月まで

手当月額（児童1人につき）
○3歳未満、3歳以上小学校修了前（第3子以降） 1万5千円

○3歳以上小学校修了前（第1・2子）、中学生 1万円

○所得制限以上世帯 5千円
支給月 2月・6月・10月

◆児童扶養手当(国)

対象 離婚・行方不明・死亡などで父または母親と生計を共にしていない児童や、父または母親が重度（身体障害者手帳1・2級程度）の障がい者である家庭の児童を養育している方。

※公的年金を受給している人は除きます。

※所得制限により、減額または支給されない場合があります。

支給期間 申請の翌月から18歳に達する年度の3月まで

手当月額
○児童1人：4万4千300円
○児童2人：4万6千430円
○児童3人以上：児童2人の金額に1人増すごとに3千円を加算

※支給開始より5年を経過したなどの場合は減額になります。ただし、所定の書類を提出していたら減額されません。

支給月 4月・8月・12月

◆遺児手当(県・市)

対象 親が離婚・行方不明・死亡した児童や、父または母親が重度（身体障害者手帳1・2級程度、市は3級程度まで）の障がい者である家庭の児童を養育している方。

※公的年金を受給している人は除きます。

※所得制限により、支給できない場合があります。

支給期間 県は申請した月から、市は翌月から18歳に達する年度の3月まで

※県は支給開始より5年間は除きます。

手当月額（児童1人につき）
○県の手当：4千350円
※4・5年目は2千175円

○市の手当：2千円
支給月
（県の手当）：4月・8月・12月
（市の手当）：3月・9月

◆特別児童扶養手当(国)

身体、知的発達または精神などに重度・中度程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方。

※重度とは、IQ35以下（療育手帳A判定）程度または身体障害者手帳1・2級程度。中度とは、IQ50以下（療育手帳B判定）程度、身体障害者手帳3級（4級の一部を含む）程度をさします。

※内部機能障害などの方は、手帳の等級にかかわらず、診断書の提出により等級が判定されます。

※児童が障がいを事由とする年金を受け取ることができない場合や、施設入所している場合は支給されません。

※所得制限により、支給できない場合があります。

支給期間 申請の翌月から20歳の誕生日の前日の月まで

都市計画課 ☎ 66・1142

都市計画変更案の縦覧

形原町春日浦地内の地区計画の一部を変更するため、変更案を縦覧します。

なお、案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに市長あてに意見書を提出することが出来ます。

縦覧期間 5月7日(火)～21日(火)

縦覧場所 都市計画課

海陽多目的広場Bの利用停止のお願い

文化スポーツ課 ☎ 66・1222

グラウンド整備のため、海陽多目的広場Bの利用を停止します。

期間 6月1日(土)～8月2日(金)

問合せ 市民体育センター

☎ 69・3241